平成２６年（フ）第１８号
岡山県真庭市本郷1875番地２
債務者　足立　満江
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第３２号
広島県福山市新涯町４丁目10番37号　Ｓｕｎ　Ａ102
債務者　奥田　敬昌
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３号
青森県弘前市大字富田町112番地　キャトルセゾン205号
債務者　小野　明彦
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４号
青森県弘前市大字富田町112番地　キャトルセゾン205号
債務者　小野　亜希
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２７号
青森県弘前市大字銅屋町64番地　花岡アパート１号
債務者　齋藤　鐵衛
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４号
青森市港町１丁目２番10号
債務者　相馬　郁子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
青森県上北郡東北町旭北２丁目31番地109
債務者　米内山敦志
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷２番地２
債務者　駒嶺真紀子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
青森県八戸市沼館２丁目18番19号　光荘１階１号室、前住所青森県八戸市沼館１丁目13番６号
債務者　織田美知子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６４９号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―102号
破産者　藤山　知之
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００５号
千葉市緑区あすみが丘７丁目１番地
破産者　ＲＩＶＥＲＦＯＯＴ合同会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
茨城県鹿嶋市鉢形1526番地３
破産者　Ｓｅｌｅｃｔｉｏｎ合同会社
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１１８９号
千葉市中央区千葉港７番４号　ウェリスガーデン千葉みなと公園1408号
破産者　町屋　憲司
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３５号
千葉県市川市下貝塚１丁目８番11号
破産者　山本　浩史
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１５号
千葉市中央区都町１丁目28番７号　アベニューＴ＆Ｍ202号
破産者　板倉　千愛
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３７号
千葉県船橋市三咲町140番地７
破産者　鈴木　邦明
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６１号
名古屋市西区新福寺町１丁目11番地　リンカンズ・ベール101号
破産者　牛田あけみ
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
大阪府岸和田市三田町932番地の１
破産者　有限会社大月陸運
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係